

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の年間自殺者数は、平成10年以降3万人を超え、その後も高い水準で推移していましたが、平成21年をピークに年々減少し、平成28年には21,017人となりました。

しかし、主要先進7か国における我が国の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺による死亡者数）は高く、非常事態はいまだ続いています。

国においては、平成18年に自殺対策基本法、平成19年に国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が策定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国民全体の課題として取り組んできました。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目にあたる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとされました。

県においては、平成18年度に「岩手県自殺対策アクションプラン」を策定し、官民一体となった総合的な自殺対策の推進や包括的な自殺対策プログラムの普及、東日本大震災の影響への対策等に取り組んできました。

本市では、平成22年7月、うつ・自殺対策のための普及啓発事業の実施及び地域サポート体制の構築並びに関係機関の連携等を目的とし、大船渡保健所、県立大船渡病院、障がい者・児童相談支援センター等を構成団体とした、「大船渡市中心の健康づくり推進連絡会」を設置し、自殺対策に取り組んできました。さらに、東日本大震災後の平成23年度以降は、大船渡市社会福祉協議会や大船渡地域こころのケアセンター等の被災者支援の機関の参加も得て、連絡会を開催し、関係機関、団体が連携して自殺対策に関する事業を推進してきました。

また、平成27年3月に策定した「健康おおふなと21プラン（第2次）」では、「こころ」を重点領域として自殺死亡率の減少を目標に掲げ、心の健康に関する講演会等の事業を実施してきました。

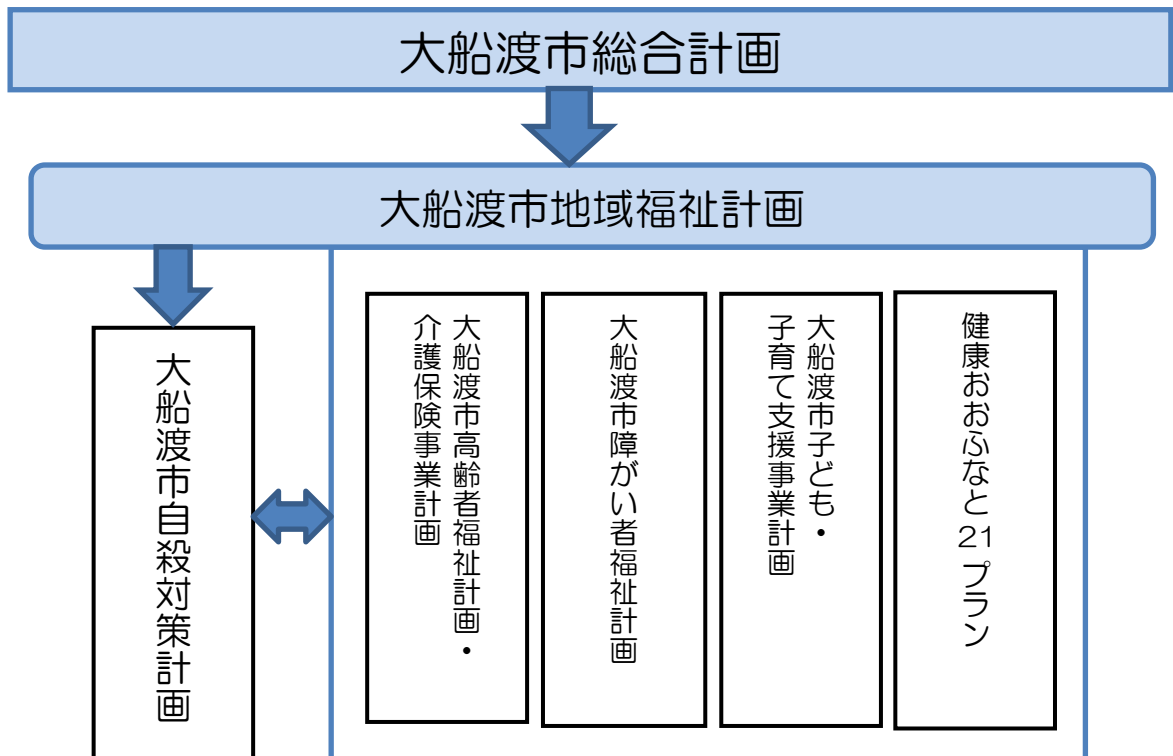
「大船渡市自殺対策計画」は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づいて、本市のこれまでの取組を発展させ、全ての事業を最大限生かす形で策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

本市の総合的なまちづくりの指針を定めた最上位計画である「大船渡市総合計画」や社会福祉法に基づく「大船渡市地域福祉計画」などの上位計画や、健康、福祉に関する各種計画との連携及び整合性を図りながら計画を推進します。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の推進期間は、国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱がおおむね5年に一度を目安として改訂されていることや、県の自殺対策計画(自殺対策アクションプラン)の計画期間を踏まえ、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

■計画の期間

年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
大船渡市総合計画	基本構想(23年度～32年度)										予定		
大船渡市地域福祉計画	第1期							第2期				予定	
大船渡市障がい者福祉計画	第2次							第3次					
健康おおふなと21プラン	第1次					第2次							
大船渡市子ども・子育て支援事業計画						第1期				第2期			
大船渡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第4期	第5期			第6期			第7期			第8期		
大船渡市自殺対策計画										大船渡市自殺対策計画			
岩手県自殺対策アクションプラン						現行アクションプラン				次期アクションプラン			
自殺総合対策大綱	(平成24年8月閣議決定)							(平成29年7月閣議決定)				予定	

4 計画の策定

本計画の策定にあたっては、市民の悩みや心の健康に関する意識、認識を把握し、計画に反映するよう努め、以下の取組を行いました。

(1) アンケート調査

■調査対象・期間、方法等

調査対象	期 間	方 法	配布件数	回収件数【率】
20歳以上の市民	平成30年 9月～10月	郵送による配布・回収	1,000件(無作為抽出)	393件【39.3%】

(2) 庁内策定会議・ワーキンググループ会議の開催

全庁的な取組として計画を策定するため、関係部課等との調整を図り計画策定を進めました。

(3) 大船渡市心の健康づくり推進連絡会の開催

本市ではこれまで、心の健康づくりに関係する機関や団体等で構成する「大船渡市心の健康づくり推進連絡会」を開催し、情報の共有等図り、自殺対策を進めてきました。

本計画の策定にあたって、より効果的な自殺対策の推進のため、本連絡会の構成機関を拡充し、計画について協議し計画策定を進めました。

(4) パブリックコメントの実施

自殺対策について市民に周知するとともに、本計画についての意見、提言等を広く聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

5 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。国は、自殺総合対策大綱において、平成38年までに（平成37年度の）厚生労働省「人口動態統計」に基づく自殺死亡率を平成27年の18.5と比べて、30%以上減少させ、13.0以下にすることを目標としています。

このような国の目標を踏まえながら、本市においても平成38年までに平成27年の自殺死亡率23.6（自殺者数9人）を30%以上減少させることとし、自殺死亡率16.5（同6人）以下を目指します。

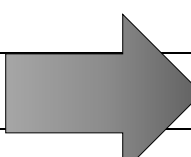
この考え方にに基づき、本計画の目標としては、平成27年の自殺死亡率23.6（自殺者数9人）を、平成35年までの5年間で、20%以上減少させることとし、自殺死亡率18.9（自殺者数7人）以下とします。

■大船渡市の数値目標

		本計画 平成31年度～平成35年度	(参考) 第2次計画 平成36年度～平成40年度
基準年	平成27年	平成31年～平成35年 (5カ年平均)	平成36年～平成40年 (5カ年平均)
自殺死亡率 (人数)	23.6(9人)	18.9以下 (7人以下)	16.5以下 (6人以下)
対27年比	100%	80.0%	70.0%

※ 自殺死亡率は人口動態統計を基に算出

(参考) 国の数値目標

		自殺総合対策大綱 平成29年度～平成34年度～平成39年度	
基準年	平成27年		平成38年(平成37年の人口動態統計)
自殺死亡率	18.5		13.0以下
対27年比	100%		70.0%